

資料（仕様書等）

高槻島本夜間休日応急診療所の指定要件について

高槻島本夜間休日応急診療所管理業務仕様書

1 診療日及び診療時間

(1) 内科・小児科・外科

平日 午後9時から翌日の午前7時まで

土曜日 午後3時から翌日の午前7時まで

休日 午前10時から正午、午後2時から午後5時まで
及び午後7時から翌日の午前7時まで

(2) 歯科

休日 午前10時から正午及び午後2時から午後5時まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に診療・休診することができる。

2 業務の範囲

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所が行う業務

(2) 夜間及び休日における初期救急医療（小児初期救急医療広域体制を含む。）に関すること。

(3) その他応急診療所の運営に関して市長が必要と認める業務

(4) 施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

- ・施設等の日常的な保守点検、修理、清掃及び警備
- ・自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理状況の報告
- ・建築基準法第12条に基づく定期点検結果の報告
- ・フロン排出規正法に基づく対象機器に対する目視等の簡易点検等

(5) 施設等の利用の許可に関すること。

- ・許可申請の受付及び許可
- ・診療料、文書料等の徴収
- ・利用者の応接

(6) 施設等に係る経費（電話料金、FAX使用料、NHK放送受信料、機器等のリース料、電気料金、ガス料金、水道料金、下水道料金等）の支払に関すること。

(7) 指定管理者は、施設賠償責任保険、傷害保険、医師賠償責任保険、その他管理運営に係る損害補償に必要な保険に加入するものとし、甲は建物総合損害保険（火災保険）に加入するものとする。

(8) 弁天駐車場敷地への移転に関すること。

・移転準備

新たに整備又は更新すべき備品等について、事前に市と協議するとともに、その財源として、指定管理者の保有する資産等を優先的に活用すること。

また、令和5年4月（予定）の供用開始に向け、各種業務の実施に向けた契約のほか、インフラ関連の契約手続きなど必要な事項について準備を整え、適切な状

態で供用開始を迎えるようにすること。

- ・移転作業

備品等の搬出、搬入、設置等の引越し業務に向け、効率的な作業と確実な配備を行い、限られた期間内で移転を実行すること。引越し業務に係る各種手続き及び費用は、指定管理者が責任をもって行うこと。

※ 移転作業の期間：令和5年1月頃～（予定）

- ・開設準備

供用開始に当たり、運営が円滑かつ適切に行われるように必要な人員を整備するとともに、研修、運営シミュレーション、備品等の動作確認等の必要な準備を行うこと。特に、供用開始当初は、慣れない施設、人員体制等での業務となることが想定されるため、支障が生じたり、利用者への対応に混乱をきたさないように注意すること。

- ・オープニングイベント（開設セレモニー・内覧会等）への協力

市がオープニングイベントとして開設セレモニー、内覧会等を主催する場合は積極的に協力すること。その場合、オープニングイベントの詳細や協力内容は、別途、市が指示するものとする。

(9) その他応急診療所の管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関すること。

- ・管理業務の処理に必要な体制の整備
- ・関係機関との調整及び連携
- ・情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
- ・利用者の安全の確保に関する措置
- ・事業報告書の作成及び提出
- ・経営状況を明らかにする書類の作成及び提出
- ・その他管理業務に関する庶務、経理等の事務
- ・運営に係る経費の支払
- ・利用者へのアンケート実施による利用者満足度、苦情等の把握

3 その他

令和5年4月（予定）に現在の所在地から移転し、弁天駐車場敷地（八丁西町）において新たに開設するため、上記の内容は、本指定管理期間中に変更される場合がある。

高槻島本夜間休日応急診療所

① 重要備品

種 類	数 量	備 考
歯科診療台	1 式	歯科診療室
陰・陽圧式エアーテント	1 式	医療センター防災倉庫

② 一般備品

種 類	数 量	備 考
器材収納キャビネット	2 台	歯科診療室
テント運搬用台車	1 台	医療センター防災倉庫
冷暖房装置	1 台	医療センター防災倉庫
発電機 インバータ式	1 台	医療センター防災倉庫
折りたたみ式ストレッチャー	1 台	医療センター防災倉庫
折りたたみ式患者用ベッド	5 台	医療センター防災倉庫

【移転前：令和3～4年度】高槻島本夜間休日応急診療所（平面図）

